



医療法人社団あと会

(ユニット型指定短期入所療養介護) 介護老人保健施設ふかわ・くにくさ 重要事項説明書

あと会 3Yのころ



医療法人社団あと会

当施設はご利用者に対してユニット型指定短期入所療養介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業	2
4. 居室の概要（併設の介護老人保健施設を含んだ概要を掲載）	3
5. 職員配置状況（併設の介護老人保健施設を含んだ配置を掲載）	4
6. 当施設が提供するサービス	5
7. 施設利用の留意事項	11
8. 非常災害対策	12
9. 秘密保持と個人情報の保護	12
10. 虐待防止の措置について	12
11. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて	13
12. 事故発生時の対応について	13
13. 要望及び苦情等の相談	14
14. 第三者評価の実施状況	14
15. その他	15

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 3450280148

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島県広島市安佐北区落合南1丁目11番22号 |
| (3) 電話番号 | 082-843-1212 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山 吉宏 |
| (5) 設立年月 | 昭和62年10月 |

2. ご利用施設

- | | |
|--------------|--|
| (1) 施設の種類 | ユニット型指定短期入所療養介護 |
| (2) 施設の目的 | 利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるように支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした施設です。 |
| (3) 施設の名称 | 介護老人保健施設ふかわ・くにくさ |
| (4) 施設の所在地 | 広島県広島市安佐北区上深川町186番地1 |
| (5) 電話番号 | 082-840-1840 |
| (6) 管理者名 | 真下 一策 |
| (7) 当施設の運営方針 | 施設の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位(ユニット)とし、少人数の家庭的な雰囲気の中で安心して暮らせる生活環境をつくり、個人としての尊厳が保てるような、心豊かなケアを目指します。 |

また地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- (8) 開設年月日 平成16年10月1日
- (9) 利用定員 利用者が申し込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数
- (10) 通常の事業実施地域 広島市及び、安芸高田市とする。
- (11) 営業日 年中無休
- (12) 受付時間 8時30分～17時30分

3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	ユニット型介護老人保健施設	平成16年10月 1日	100人
居宅	通所リハビリ	平成16年10月 1日	40人
	介護予防通所リハビリ	平成18年 4月 1日	
	通所リハビリ (2単位目)	平成27年10月 1日	40人
	介護予防通所リハビリ (2単位目)	平成27年10月 1日	
	通所リハビリ (3単位目)	平成27年10月 1日	10人
	介護予防通所リハビリ (3単位目)	平成27年10月 1日	
	ユニット型短期入所療養介護	平成16年10月 1日	空床利用
	ユニット型介護予防短期入所療養介護	平成18年 4月 1日	
	訪問リハビリテーション	平成22年 8月 1日	—
	介護予防訪問リハビリテーション	平成22年 8月 1日	—
	訪問看護	平成16年10月 1日	—

	介護予防訪問看護	平成22年 5月 1日	
	訪問介護	平成27年 3月 1日	—
	介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成29年 4月 1日	—
	夜間対応型訪問介護	平成27年 3月 1日	—
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成27年 3月 1日	—
	通所介護	平成15年 4月 1日	30人
	介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成29年 4月 1日	
	居宅療養管理指導	平成12年 4月 1日	—
	介護予防居宅療養管理指導	平成18年 4月 1日	
居宅介護支援事業		平成16年10月 1日	—

4. 居室の概要（併設の介護老人保健施設を含んだ概要を掲載）

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1人部屋)	100室	トイレ、ナースコール、エアコン、洗面所、 収納家具、クローゼット等完備 洋室、和洋折衷室
ユニット	12ユニット	2階ひがしホーム（ユニット型個室）定員7 2階みなみホーム（ユニット型個室）定員8 2階にしホーム（ユニット型個室）定員9 2階きたホーム（ユニット型個室）定員9 3階ひがしホーム（ユニット型個室）定員8 3階みなみホーム（ユニット型個室）定員8 3階にしホーム（ユニット型個室）定員9 3階きたホーム（ユニット型個室）定員9 4階ひがしホーム（ユニット型個室）定員7 4階みなみホーム（ユニット型個室）定員8 4階にしホーム（ユニット型個室）定員9 4階きたホーム（ユニット型個室）定員9

共同生活室	12室	2階（4）、3階（4）、4階（4）
機能訓練室	1室	[主な設置機器等] 各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、各種心理・言語機能検査機器・器具等、各種歩行補助具（四脚杖、ウォーカーケイン等）、各種装具（長・短下肢装具等）、全身訓練機具、訓練用階段、移動式平行棒、マイプラットホーム、起立訓練傾斜ベット、パワーリハビリテーション専用機器（ホリゾンタルレッグプレス、レッグエクステンション、トースフレクションエクステンション、ローイング、チェストプレス、アブダクション）等
浴室	16室	一般浴・特殊浴槽・個人浴
診察室	1室	

5. 職員配置状況（併設の介護老人保健施設を含んだ配置を掲載）

職種	常勤	非常勤	業務内容
医師	1	—	入所者の医療、健康管理、保健衛生指導
薬剤師	—	1	薬の管理・指導
看護職員	6	8	入所者の施設療養、看護・介護及び保健衛生管理
介護職員	36	18	
支援相談員	1	2	入所者・家族との相談業務に従事
理学療法士	—	1	入所者の機能訓練の回復に従事
作業療法士	—	5	
言語聴覚士	—	2	
管理栄養士	3	—	献立作成・栄養計量及び給食記録を行う
栄養士	—	—	
介護支援専門員	1	3	介護サービス計画の作成

（主な職種の勤務体制）

職種	勤務体制
1. 医師	日勤： 8:30～17:30

2. 介護・看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 (1ユニットあたり) 早朝： 7:30～11:30 1名 日中： 11:30～16:30 1名 夕方： 16:30～20:30 1名 夜間： 20:30～ 7:30 (2ユニットに1人の夜勤体制です。)
3. 支援相談員	日勤： 8:30～17:30
4. 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	日勤： 8:30～17:30

※土日は上記と異なります

6. 当施設が提供するサービス

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた支払いとなります。また個々の利用者の状況に応じた加算があり、利用料金、各加算の料金等は別紙に記載しております。

【サービスの概要・施設サービス費】

①栄養管理

- ・当施設では、管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事開始時間（※あくまで目安の時間です。ご契約者の個別のペースに合わせご希望の時間に提供させていただきます。ただし、食物ですので大幅な時間延滞が生じた場合は、廃棄させていただきます場合

がございます。)

朝食：7:30

昼食：12:00

夕食：18:00

②入浴

- ・ご利用者の意向や状態に合わせた入浴を行うように実施致します。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④リハビリテーション

- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

⑤医学的管理・看護

- ・介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご契約者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

⑥その他自立への支援等

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・当施設生活中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

【サービスの概要・加算項目】

①夜勤職員配置加算

基準を上回る夜勤の職員配置（夜間の手厚い職員配置）を行っている場合。

②個別リハビリテーション実施加算

医師、看護職員、理学療養士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、計画に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、個別リハビリテーションを行った場合

③認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合。

④緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合。

⑤若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症入所者に対してサービスを行った場合。

⑥重度療養管理加算

要介護4又は要介護5であって、厚生労働大臣が別で定める状態である利用者に対して計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合。

⑦在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）

別に厚生労働大臣が定めるA～Jの計算式によって算定した数が40以上であり、地域に貢献する活動を行っている場合

（A）前6ヵ月間における退所者のうち、在宅において介護を受けることとなった者の占める割合

（B）30.4を入所者の平均在所者日数で割った数

（C）前3ヵ月間における新規入所者のうち、退所後生活することが見込まれる居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療の方針決定を行った者の占める割合

（D）前3ヵ月間における新規退所者のうち、退所後生活することが見込まれる居宅等を訪問し、退所後の療養上の指導を行った者の占める割合

（E）前3ヵ月間における、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護の実施数

（F）リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の配置割合

（G）支援相談員の配置割合

（H）前3ヵ月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合

（I）前3ヵ月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合

（J）前3ヵ月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合

⑧送迎加算

ご契約者の希望により、ご自宅と事業者間の送迎を行います。但し、通常の実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑨総合医学管理加算

治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期療養介護を行った場合に、10日を限度として1日に所定単位数を加算する。ただし緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

⑩口腔連携強化加算

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。

⑪療養食加算

医師の発行する食事せんに基づき、療養食を提供した場合。

⑫認知症専門ケア加算

施設入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められる認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している職員を一定数配置した上で、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合。

⑬緊急時施設療養費

利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合。

⑭生産性向上推進体制加算

介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行った場合。

⑮サービス提供体制強化加算

経験豊かな介護職員や介護福祉士を国の定める基準以上配置してサービスを提供する場合。

⑯介護職員等処遇改善加算

介護職員に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①滞在費

滞在費は個室（1人部屋）の場合、室料＋光熱費相当 となっております。（滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いただく居住費の上限になります。）

②食費

食費は、食材料費と調理費です。（食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いただく食費の上限になります。）

※国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）に該当する利用者等の負担額

- a) ご契約者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- b) ご契約者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、ご契約者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分は「償還払い」される場合があります）
- c) 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けられている方

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計年金額が80万円以下の方

【利用者負担第3段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用料負担第2段階以外の方

d) 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方との生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。

e) その他詳細については、市町村窓口でおたずねください

③嗜好品

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

④理髪・美容

理・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用時間：毎週火曜日 9時30分～

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

a) レクリエーション行事

原則、施設が負担します。ただし、ご本人の趣味による個人所有となる物品等については自己負担と致します。

b) クラブ活動

手工芸、書道、手芸等（材料代等の実費をいただきます。）

⑥複写物の交付

サービス提供についての記録等の複写を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑦特別室利用料

ご契約者のご希望により特定の居住環境（居室面積、景観、ウォシュレット、特別な備え付け家具や調度品など）を整えた特別室が利用できます。その際別途利用料をご負担いただきます。

尚、外泊時にも特別室利用料はいただくこととなります

⑧私物の洗濯代

私物の洗濯を施設に依頼される場合

⑨電気代

個人的に使用する機器等にかかる電気代（テレビ、電気毛布等）

※電動歯ブラシや髭剃り、携帯電話などは上記の対象から除きます。

⑩健康管理費

インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合

⑪診断書等の文書の発行

※各実費利用料は、別紙に記載しております。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日(休日の場合は翌営業日)となります。

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、ペット、大きな家具等は原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間は特に設けていませんが、常識的な範囲でお願いします。
玄関施錠時はインターフォンをご活用ください。(午後17時30分から午前8時30分までは玄関が施錠している場合があります。)
感染症予防のため、流行時には、手洗いの励行や手指消毒、マスクの着用、また、来訪制限等のご協力をお願いします。

※来訪の際は、受付窓口にあります面会届に、必ず記入してください。
また、職員へのお心付けは、一切お受けしないことになっております。

(3) 施設・設備の使用上の注意

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 所持品・備品等の持ち込み

紛失の原因になりますので、マジック等で消えないように、必ず氏名をご記入下さい。（別紙参照）

療養室内にありますタンス・床頭台等をご利用下さい。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

安全管理上、ライターは預からせていただきます。

(6) 金銭・貴重品の管理は原則いたしません。

(7) 当施設では、「事業運営の透明性の確保」の観点から、事業計画書や財務内容等に関する資料を閲覧できる状態にしています。希望される方はお申し出ください。

8. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、
避難器具設備等

防災訓練：年2回

9. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いませぬ。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

10. 虐待防止の措置について

(1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

1 1．身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当施設では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、施設長が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体的拘束による行動の制限を解除いたします。

1 2．事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

(1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合

①サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。

②発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。

③事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

(2) 契約者の財物が破損・紛失した場合

①サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を支援相談員に報告し、支援相談員より速やかにご家族へ連絡します。

②事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当施設の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村、当該ご利用者に関わる居宅介護支援事業者等へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

1 3. 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情解決責任者：管理者 真下 一策
2. 苦情受付担当者：支援相談員 吉田 將一
連絡先：082-840-1840

3. 苦情解決の方法

- ①苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。
- ②受付担当者は施設職員・介護支援専門員等に状況を確認します。
- ③その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

安佐北区厚生 部健康長寿課 介護保険係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 (安佐北区総合福祉センター内) 電話番号 082-819-0621 FAX 082-819-0602 受付時間 8:30～17:00
広島市役所介 護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 082-504-2183 FAX 082-504-2136 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険 団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-544-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 8:30～17:15
広島県社会福 祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00

1 4. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—

15. その他

(1) 確認

当施設ご利用にあたり毎月1回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

(2) サービス計画

契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所療養介護計画を作成するものとします。また、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所療養介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

事業者は、短期入所療養介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所療養介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所療養介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所療養介護計画を変更するものとします。短期入所療養介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

（事業者） 広島市安佐北区落合南1丁目11-22

医療法人社団あと会

理事長 横山 吉宏

印

説明者名

附則

この重要事項説明書は、平成16年10月1日から施行する。
この重要事項説明書は、平成17年 5月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成17年10月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成18年 4月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成18年 7月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成18年 9月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成19年10月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成20年 5月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成20年10月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成21年 4月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成22年 9月28日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成24年 4月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成26年 4月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成27年 4月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成27年 8月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成29年 1月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成30年 4月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和元年 10月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、令和2年 6月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和3年 4月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和4年10月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和6年 4月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和6年 6月1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和6年 8月1日一部改正する。